

令和2年第2回小金井市教育プラン検討会議議事日程

令和2年8月21日（金）

午後6時00分開会

開催日時	令和2年8月21日	開会 午後6時00分 閉会 午後7時32分
場所	商工会館3階 萌え木ホール A会議室	
出席委員	会長 今城 徹 会長職務代理者 大津 雅利	委員 所 夏目 委員 大友 敬三 委員 鈴木 哲也 委員 樋津 悦子
欠席委員		
説明のため出席した者の職氏名	庶務課長 鈴木 功 指導室統括指導主事 丸山 智史	庶務課庶務係長 中島 憲彦 指導室指導係長 郷古 陸 庶務課庶務係主任 野村 哲也
調製		
傍聴者人数	0名	

議事
1 前回の会議録の確認
2 プランの位置付けについて
3 プランの全体像について
4 計画書の構成について（第1章から第3章までの検討）
5 その他
6 今後の日程について

開会 午後6時00分

今 城 会 長： 本日は第2回目の検討会議となる。今回の教育プラン策定にあたっては、2名の市民公募委員も加わっており、硬い雰囲気の中では、お互いに言いにくいこともあると思うので、本日の会議終了後に少し時間をいただき、フリートークタイムを設けたいと思っている。ご了解をいただければと思う。

それでは定刻となったため、ただいまより第2回小金井市教育プラン検討会議を開催する。まずは、事務局から配布資料の説明をお願いしたい。

鈴木庶務課長： 配布した資料をご確認いただきたい。(仮称)第3次明日の小金井教育プランと記載のある資料1は計画書素案のたたきである。資料2はA3版で(仮称)第3次明日の小金井教育プランの全体像の案をまとめたものである。資料3は小金井市教育プラン検討会議の日程(案)をまとめたものである。参考資料は、関係法令や計画等を記載し、まとめたものである。

なお、前回の会議録は事前配布させていただいているので、ご確認いただきたい。資料の説明については、以上である。

1 前回の会議録の確認

今 城 会 長： それでは次第に従って会議を進めたいと思う。項番1「前回の会議録の確認」について議題とする。会議録は事前に配布しているが、校正がある方は事務局までご提出いただきたいと思う。前回の議事録について、この場で何か発言のある方はいるか。

いないようであれば、私から2点伺いたい。まず1点目は、第1回検討会で鈴木委員からいただいた前回のパブリックコメントが非常に少なかったとする指摘について、今回はどのように広報をしていく予定なのか。2点目は、会議の回数が足りないのではないかという懸念に対して、会議以外で意見交換ができる仕組みがないかという2点について伺いたい。

鈴木庶務課長： 前回のパブリックコメントでは、市民向けとして市内の施設13か所に文書を配布し、市報、市ホームページで広報している。また、校長会、市議会にも広報し、教員の方、市議会議員の方からもご意見を募った。応募期間は1か月であった。今回はこれを参考にして、広報の仕方を今後検討していきたい。2点目については、メールを用いて事務局に意見を申し入れできるようにしたいと思う。メールアドレスは教育委員会庶務課のメールアドレスをご参照いただき、遠慮なく、ご意見を送っていただければと思う。また、会議録について、前回周知できていなかったが、各委員の名前を載せるような形になるので、あらかじめご了承いただきたいと思う。

今 城 会 長： 3点説明があった。1点目は、パブリックコメントの広報の仕方について、

前回の広報の仕方が紹介されたが、前回は非常に関心が薄く、意見が少なかった。それを踏まえて、今回は市民の方により広く広報して、パブリックコメント等でご意見をいただき、プランの中に反映できるように努めていく。その方法については、さらに検討していくということであったと思う。2点目は、会議の回数について、もっと会議を重ねるべきではないかというご意見に対しては、メールを活用して意見を収集するということであった。例えば、協議内容について、会議中に資料の内容を確認し、すぐに意見を出せる場合もあると思うが、読み込む必要がある場合もあると思う。その場合には、メールで事務局に意見を送っていただき、それを事務局の方でまとめ、次回の会議で、事務局からその件について資料提供いただき、協議すべき点はそのときに協議するという形で、可能な限り効率的に、かつ内容を濃くしていきたいということであった。3点目は確認事項となるが、議事録については、氏名が入ることをご了解をいただきたいということであった。その他の点について、何か意見はあるか。

(一同異議なし)

今 城 会 長： それでは、会議録については事務局に一任するというご希望したい。

2 プランの位置付けについて

今 城 会 長： 次に、項番2「プランの位置付けについて」、事務局から説明をお願いしたい。

鈴木庶務課長： 資料1の3ページ「2 プランの位置付け」をご覧ください。本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、小金井市教育委員会が定める教育振興基本計画であり、小金井市の教育目標・基本方針の実現に向けて、取り組む中期的な実施計画として位置付けられる。具体的な取組は、毎年度策定している教育施策であり、これが短期的な実施計画となる。小金井市基本構想や基本計画、小金井市教育文化の振興に関する総合的施策の大綱、いわゆる教育大綱と連携・整合を図り、その他教育プランに関連する市の個別計画に反映している。その法令等は参考資料をご参照いただきたい。

なお、本プランの対象は、小金井市の基本方針1～3までの学校教育分野に限り、基本方針4については、生涯学習分野として別途生涯学習推進計画が策定される予定となっている。プランの期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。参考までに、第5次基本構想・基本計画の策定は、新型コロナウイルスの影響で半年間延伸することが決定している。しかし、来年4月までに市が策定すべき各種個別計画は、数件を除いて延伸はしない予定である。

今 城 会 長： 資料1の3ページにあるプランの位置付けとプランの期間について、何か意

見はあるか。参考資料に関連の法令や基本計画、小金井市の総合施策の大綱、しあわせプランの案など、本プランの位置付けに関することは掲載されているので、そちらも参考にさせていただきたいと思う。「第3次明日の小金井教育プラン」は、教育基本法に基づく教育振興基本計画であり、小金井市が教育目標及び教育方針を基に策定される、中期的な5年間のプランとなる。さらに、「第3次明日の小金井教育プラン」を基に、毎年、小金井市の教育委員会が教育施策を作成するという位置付けになると思う。これについては、小金井市の基本構想・基本方針、小金井市の教育大綱など、様々な資料が関連して、整合性を取っているということである。本プランの位置付けを踏まえて、次の議題に移りたいと思う。

3 プランの全体像について

今 城 会 長： 項番3「プランの全体像について」、事務局から説明をお願いしたい。

丸山統括指導主事： 資料2をご覧いただきたい。前回から大きな枠組みは維持しているが、基本方針4を外している。基本方針4は、別途生涯学習推進計画として示されるためである。目指す子供の姿と学校の取組については、基本方針1～3に基づき、前回よりも具体的に示している。上段の左向きの矢印は、教育委員会の取組が、学校の取組を支え、学校の取組が充実・達成されることにより、目指す子供の姿に近づくということを表している。教育委員会の取組には、8つの施策が示されている。それぞれの施策ごとに主要事業があり、具体的な取組内容を右側の主な取組の欄で示している。主要事業と主な取組には、それぞれ1から21までの番号が記載されているが、それは左右で対応していることを示している。また、主な取組の内容は、現在、取り組んでいる内容に加えて、今後五年間で取り組んでいく内容を盛り込んでいる。説明は以上である。

今 城 会 長： 全体像について何か質問はあるか。全体像については、この後の項番で協議していただく、基本方針1～3と合わせながら見ていく内容と思うので、そのあたりと合わせてご意見をいただければと思う。次の議題に移りたいと思う。

4 計画書の構成について（第1章から第3章までの検討）

今 城 会 長： 項番4「計画書の構成について（第1章から第3章までの検討）」、コンサルタント事業者からの説明をお願いしたい。

(株) 創 建： 資料1の目次をご覧いただきたい。今回のプランは、大きく4章構成となっており、資料2の表が、計画の全体像となる。現行プランから構成を変えている部分もあるため、その点も踏まえて説明する。第1章は「プランの策定にあたって」である。現行計画では、第1章でプランの推進についても記載していたが、取組の後に記載した方が良いということで、第4章に進行管理の部分を

独立して記載している。第2章は、「プランの基本的な考え方」である。ここでは、この計画の基となる考え方である小金井市の教育目標やスローガンなど、プランの根本となるところを記載している。7ページで計画の基本方針に触れて、8ページ、9ページには、施策体系が記載されているが、資料2と同じものである。11ページ以降には、本日の議論の中心となる第3章が基本方針ごとに書かれている。第3章は、基本方針として考え方、目指す子供の姿、学校の取組を記載し、その後に施策を書いている。考え方の部分と施策の部分を整理して記載おり、各基本方針の最後のページには、指標の表が掲載されている。前回は施策レベルで指標を掲載していたが、今回は基本方針ごとに施策を整理している。これが基本方針ごとの大きなパッケージとなる。17ページの基本方針2以降も同様の形となっており、31ページまで進むと第4章「プランの推進に向けて」という進行管理の部分となる。また、現行プランは細かい重点目標として、第3章の部分にいくつも項目が並んでいたが、基本方針ごとに大きくまとめたため、少しすっきりしたと思う。説明は以上となる。

今 城 会 長： 全体の構成について、4章構成となっているということであった。第1章は「プランの策定にあたって」、第2章は「プランの基本的な考え方」、第3章は、「基本方針に基づく施策の展開」ということで、基本方針ごとに施策や指標を設けているということであった。第4章は未完成であるが、前回のプランで第1章に記載されていた推進体制、進行管理などの内容を独立させて第4章にしたということであった。計画全体について、何か意見はあるか。

私から1つ質問したい。第1章から第4章までお示しいただいたが、第2次のプランでは、策定の経過が記載されていた。今回も入れた方が良く思っている。特にご意見がなければ、今回もこの策定経過を入れる方向で進めたいと思う。

(株) 創 建： 策定経過は示すべきものと考えており、参考資料として、巻末に掲載すると良いと思う。

今 城 会 長： プランの策定経過については、掲載するというご意見をお願いしたいと思う。続いて、第1章の協議に入りたいと思う。本日は、第1章から第3章までを協議していきたいと思うが、分量が多いので、全てではなく、適度なところまでできればと思う。まず、第1章の「プランの策定にあたって」について、何か意見はあるか。

市の基本構想と基本計画の策定が、本来ならば令和3年度に策定ということであったが、半年ほど延伸するというご意見であった。資料1の図表では、基本構想・基本計画も令和3年度からとなっているが、確定していないのであれば、記載を削除した方が良く思う。プランの期間は、「第3次明日の小金井教育プラン」が令和3年度から令和7年度までの計画であることだけが明記

されれば良いのではないかと思う。もしよければ、上の2行の記載を削除し、一番下の明日の小金井教育プランの部分のみ示すようにしていただければと思う。

㈱ 創 建： 今後の状況が流動的な中で、そうした書き方で問題はないと思う。それを含め調整していきたい。

大津委員： 他の計画と整合性を図りながら、進めていただければと思う。

今城会長： 市の基本構想・基本計画と整合性を図りながらお願いしたいと思う。続いて第2章「プランの基本的な考え方」について協議を進めたい。第2章は、教育目標、教育スローガン、基本方針、施策体系についてである。何か意見はあるか。

教育目標、教育スローガン及び基本方針は、小金井市教育委員会ですでに決まっていることであるため、特に協議する内容ではないと思う。8ページ、9ページの施策の体系については、各章との関連が非常に強い部分のため、後ほど、第3章を協議する際に合わせて協議したいと思う。

続いて、第3章の協議に入る。基本方針1から順番に入りたいと思う。内容や構成、指標の置き方、または、指標の内容などについて考えていく必要があると思う。まずは取組について、第2章では、施策体系として主要事業に対応する主な取組が記載されているが、第3章では文章中に取組が記載されているだけである。全体が網羅されているため、新たに取組だけを載せる必要はないとも考えられる。その辺りについて、皆様にご意見をいただければと思う。また、指標についてもご意見をいただきたい。指標は、外部評価、点検評価の指標となるため、必要になると思うが、基本方針ごとに指標を設ける形にしている。この形で良いのか、または、施策ごとに設定した方が良いのかについてもご意見をいただきたいと思う。さらに、第2次プランでは、年度別計画が掲載されていた。年度別計画とは、年度ごとに検討や実施、継続など、その年に何をするかを示した表であるが、基本的に継続して行っている取組については、その後も継続となっているので、記載する意味はないと思っている。コミュニティスクール、ICT活用事業、教育センター事業などの新規の事業に関しては、ある程度計画が必要になると思う。その点についてもご意見をいただきたい。それらを踏まえて、この「第3次明日の小金井教育プラン」は誰が見るのか、誰のためのものなのかについて視野に入れながら、全体の内容、構成、体裁を見ていただいた後、ご意見をいただきたい。5分間読む時間を取るのでも、内容を見ていただきたいと思う。

今城会長： そろそろ良いか。まず、基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成についてである。基本方針の下には、内容を分かりやすく説明している文章があり、その下に、目指す子供の姿及び学校の取組を記載している。

13ページからは施策が記載されており、施策1が「人権教育の推進」、施策2が「思いやりや社会貢献の精神の育成」となっている。それらの施策に対応する主要事業として①から⑤の5つの主要事業が示されている。また、最も重要視されなければならないのは、新しい学習指導要領において、社会に開かれた教育課程ということで、学校、教育委員会の施策が家庭や地域にも理解され、その中で子供たちを育成していくということである。社会に開かれた教育課程の視点としては、学校、家庭、地域連携やコミュニティスクール、地域学校協働事業などが掲載されている。地域にきちんと理解していただける内容にするとともに、学校においても、校長や副校長だけでなく、先生方への理解や浸透が重要になる。子供に関わる全ての人たちが理解したプランにしていけることが必要であると思う。そうした視点でご意見をいただきたいと思う。

樋津委員： 主要事業①「人権教育・体罰防止等に係る教職員研修の実施」について、文章を読むと、「同和問題をはじめ様々な課題」と記載されている。同和問題も大事だが、今の時代はLGBTなど性的少数者への差別や格差などもある。同和問題だけでは、人権教育とは何かよく分からない。

今城会長： 学校の立場からはどう思うか。

大友委員： 学校の立場からすると、同和問題は必須なので、プランには入れるべきだと思う。ただ、前半に記載するか後半に記載するかなど、書き方によって変わってくると思う。

所委員： 人権課題は多岐にわたるので、全てを記載するとかなりの量になってしまう。筆頭にあげるなら同和問題をあげた方が良いと思う。

今城会長： 東京都教育委員会は、この人権教育に関して、全教員に対して、かなりの予算を使って人権教育プログラムを毎年開催している。人権課題は、高齢者・外国人なども含め様々な人権課題があり、その1つに同和問題がある。人権課題が非常に多岐にわたっている中で、学校が人権教育の年間計画に基づいて、子供たちの実態に合わせて、適切に指導することに取り組んでいる。「同和問題をはじめ」という文言ではなく、「様々な人権課題」としてまとめてしまうことや、他の文言に変更することもあり得ると思う。その辺りは事務局と検討していくということをお願いしたい。他に何かあるか。

鈴木委員： これは誰が見るものなのかという視点で考えてみた。この資料2の一番下には小金井市の教育スローガン「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」が、非常に分かり易く記載されている。これは誰に向けて発信しているかと言えば、実際に小金井市で学ぶ子供たちに向けたものだと私は思う。以前は「みどりが萌える」や「絆が結ぶ」など少し抽象的で子供たちには意味が良く解らず、又、教育との関連も分り辛いスローガンだったが、教育長が着任後変更して、とても分かり易くなったと感じている。又、この文書には、目指す子供の姿として「人

権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする子供」と示されているが、人権等、大人でも内容が多岐にわたって難しいと言っている概念は、子供たちや、私を含めた一般の方々には、容易に理解が出来ないのでは無いかと思う。「人権尊重の理念」「社会生活の基本ルール」「社会に貢献しようとする」とは、具体的に何なのか。子供たちをはじめ、保護者等、関係する色々な方が見て、小金井市の目指す教育プランの内容を理解して貰うには、現在の教育スローガンのように、もう少し具体的で、誰にでも分かり易い表現に変えた方が良いと思う。

今 城 会 長： 子供たちにこの内容を理解させるのは難しいので、子供たちには学校の教員が噛み砕いて、それぞれの項目について指導していくという形になると思う。それに加えて、保護者や地域の方にも同じ立場に立っていただく必要があると思う。そのため、分かりやすさや具体性は必要と思う。例えば、人権尊重の理念が何か、分かりにくいと思う。しかし、説明を入れると膨大な厚さの資料になってしまう。分厚くて文字が多いと先生方も含めて読んでもらえない。できるだけ文字数は少なくしつつも、内容は理解していただかなければならない。例えば、第2次プランでは、授業力や補充的な学習、東京学芸大学との連携授業など、理解が難しい語彙のひとつひとつに対してページの下に簡潔な説明の注釈を入れた。そうした方策は可能だと思う。具体的にわかりやすくという観点でいくとどうか。所委員、何かあるか。

所 委 員： 第2次プランの時と比べて、今回の方が詳しく具体的な記述がされている印象がある。あとは、様々な大人の方が分かるように、文言の精査が必要と思う。例えば、主要事業①「人権教育・体罰防止等に係る教職員研修の実施」の中段に「学校経営方針・計画」という記載があるが、学校の先生たちにとっては方針という言葉の方が、理解しやすいと思うので、計画という言葉は外しても良いと思う。また、第2次プランの方は敬体で柔らかく表現されていた。今回は、常体と敬体が混ざっているので、敬体に統一してはどうか。

今 城 会 長： 文言を精査していくという事であった。大津委員、どうか。

大 津 委 員： 言葉的には敬体の方が分かりやすいと思う。年度別計画については、新規のものについては、掲載した方が良いと思うが、今まで継続していたものについて、何もないのはどうかと思うので、それを継続と分かる表現をして、あとは、新規のものだけを掲載するという方法もあると思う。また、16ページに「自分には良いところがあると思う小学生の割合」という指標がある。これを指標とした経緯を説明していただければと思う。

今 城 会 長： 年度別計画について、新規事業の工程があった方が良いが、継続する事業に対しても何も記載しないのではなく、表記の仕方に工夫があると良いということであった。指標の内容について事務局から何かあるか。

中島庶務係長： 基本方針1では5つの指標を記載したが、上段の2つは参考資料にある小金井市しあわせプラン（案）からの抜粋で、56ページに課題として記載されている「子供が相談しやすく、かつ迅速に対応できる体制づくりが必要です。」や「子供の権利に対する私たち一人ひとりの意識啓発が必要です。」が基本方針1に近い内容であると考えている。その課題に対する指標として、57ページの「自分には良いところがあると思う小学生の割合」「自分には良いところがあると思う中学生の割合」の2つある。これらは、小金井市しあわせプランの中で経過を見ていかなければならない指標となっており、その指標を小金井市しあわせプランとリンクして明日の小金井教育プランの中でも、追いかけていき、しっかりと精査しなければならないと思う。

今城会長： 小金井市しあわせプランの整合性を図っているということである。その他、施策1、施策2の内容に関して何か意見はあるか。

大友委員： 施策2に社会貢献とあり、それに対する主要事業が体験活動となっているが、学校の中での教育活動の体験活動や地域社会に出て行うボランティア活動など、幅広いものであると思う。体験活動の充実について、小金井市全体の教育プランとしては、もう少し盛り込みたいと思う。

今城会長： 主要事業⑤「体験活動の充実」が社会貢献の精神の一部になるため、もう少し文言を工夫したいということではどうか。基本方針1の施策1、施策2について見ているが、全体像と本文をどのようにリンクさせていくのかが一番大切であると思う。13ページの施策1「人権教育の推進」には主要事業が2つある。1つは「人権教育・体罰防止等に係る教職員研修の実施」についてである。人権課題について子供たちにしっかりと学ばせるために、教職員の研修会を実施するということである。その主な取組として、人権教育推進委員会、体罰防止研修を確実に実施していくということである。もう1つは、「いじめ防止条例の周知と運用」である。それを具体化して子供たちへの指導を徹底し、小金井市の条例と方針、各学校が作っている基本方針に基づいて、いじめを撲滅するということと思う。施策2では、主要事業として「③教育センター設置」「④いじめ・不登校に関する対策」「⑤体験活動の充実」の3つの視点からできている。1つ目の教育センターの設置は、私も初めて知ったことである。非常に大きな事業であり、かなり重要な視点になると思う。もくせい教室、教育相談所、特別支援教育の業務を完全に1つに集約して、小金井市の教育センターを設置するということである。3つ目の体験活動の充実については、体験活動というと色々な体験活動によって豊かな心を育て、社会貢献、ボランティア、職場体験などの取組によって、子供たちの社会貢献の精神を育成するという形になっている。内容に分かりづらい点や疑問点はあるか。

樋津委員： 教育センターの設置と思いやりや社会貢献の精神の育成はどのように関係

するのか。教育センターは、特別支援教育・いじめなど全てを包括しているようだが、その関係について教えていただきたい。

今 城 会 長： 教育センターの設置と思いやりとの関連性について、事務局から説明をお願いしたい。

丸山統括指導主事： 現在、子供たちが抱える不安や悩みの相談に乗る教育相談所、学校に通えない子供が利用するもくせい教室、そして保護者からの相談等を受け付ける教育委員会事務局などの建物が別となっており、すぐに連携しなければならない事案が起きた場合に、より迅速に的確に対応するため、常に連携し合える同じ建物の中に、それぞれの機能が含まれていることが重要であると思う。それらの機能を充実することで、子供たちの心のフォロー体制の充実が図られる。そのために、施策2の中に、主要事業として教育センターの設置を記載した。

今 城 会 長： 子供たちの人権に関する課題の中には、色々な子供たちがおり、なかなか学校に適應できない子供をフォローしていくことがある。それがもくせい教室の役割だが、最終的には、子供たちひとりひとりの思いやりが、登校促進につながっていくことが大事であると思う。教育相談も色々な相談を抱えた子供や保護者がいるが、その子一人ひとりの個性を大切にし、みんなの良さを高め合って、全ての子供たちが「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」で、学校生活を送ってもらうための相談事業である。特別支援教育も同様である。通常学級の中にも特別な支援が必要な子供が沢山いる。知的の固定学級や情緒の固定学級、巡回指導など、子供たちのニーズに合った支援をしていくことが必要である。それを支えるのが、全ての子供たち、教員、保護者であり、みんなの思いやりの中で、みんなの良い所を伸ばして行こうという考えを統括するのが、小金井市の教育センターの役割であると思う。各地域に色々な機能を持った教育センターがあるが、小金井市の場合は、もくせい教室、学校不適應、教育相談、特別支援、就学相談などに対応するセンター機能を作っていくということである。その行程にあるのは、子供たち一人ひとりが生き生きと学校生活を送るための支援であるという考え方の下、思いやりにつながってこの施策の部分に記載しているということであると思う。

樋 津 委 員： 教育センターの設置は素晴らしいと思うが、様々なことに関わるものであると思うので、施策2「思いやりや社会貢献の精神の育成」に記載すべき項目か疑問である。

今 城 会 長： 信賴される学校作りの推進や特別支援教育の推進など、他にも入るべきところはあるのかもしれない。しかし、どこかに入れなければならないとしたときに、この思いやりや社会貢献を大切に、そのために教育センターの機能をしっかり発揮していこうという考え方なのだと思う。

所 委 員： 14ページの教育センター設置の5行目に、「総合窓口として小金井市教育

センターを設置する。」とあり、その直後に「教育支援センターでは」とある。教育支援センターとは、教育センターを指すのか、また別に教育支援センターというものの設置を考えているのか。

郷古指導係長： 名称については仮称になるが、考えている構想からすると、子供や保護者を支援していく機能を想定している。ご指摘いただいた点については、別のものではなく、同一のものを想定しており、教育センターのことを指している。名称については、教育支援センターが適切と考えているので、本プランでの表現としては教育支援センターに訂正をしたいと思います。

今城会長： 同一のものということである。まだ名称は決まっていないのか。

郷古指導係長： 現在、構想を検討しているところであり、仮称とした方が正しいと考える。

今城会長： 他に意見はあるか。

大津委員： 仮称ということで、これはまだ教育委員会内部の方針ということであると思う。第5次基本構想に記載していれば、このプランでも予算の裏付けがあるということで、記載できる。しかし、第5次基本構想は6か月ほど、延伸する可能性があるため、仮称や予定といった表現になる。

今城会長： 16ページの指標を見ていただくと、主要事業が5つなのに対して5つの指標が設定されている。この点について意見はないか。評価の観点になる場所であると思う。指標の上段2つは、自己肯定感についてであるが、それが高まっているということは、基本方針の人権尊重の精神・社会貢献の精神が育成されたというように見るということになると思う。その指標は、参考資料にある「小金井市しあわせプラン」の中にも位置付けられており、整合性を取るために、本プランにも同様の指標が入っているということである。その他に人権教育、体罰防止等に関する研修の実施状況や、いじめ不登校等に関する相談の状況、教育相談、もくせい教室の運営状況について指標にしていくということである。これらについて何か意見はあるか。指標の数に制限はあるのか。また、学校が行っているアンケート調査を活用できないか。不登校等に関しては、各学校の状況を国が調査している。小金井市は独自に調査しているのか。そのあたりの資料の活用はできるのか。

郷古指導係長： 国の調査については、その内容は一定の利用制限があるので、活用することは難しいかもしれない。ただし、このプランのためだけに独自でアンケートを取るということではなく、既存のものを活用し、プランの進捗を確認することも一つの方法だと考える。また、取組状況を評価するという考え方もあると思うが、ただ、取組を何回行ったから、目指す子供の姿が実現しているのかという評価を行うのも難しいと考える。

今城会長： 評価の観点なので、あまりずれていると成果が明確に示せなくなる。指標の内容について、何か意見はあるか。

鈴木委員： そもそもこれは何のための指標か。教育プランとこれら指標はどのように関連するのか。

中島庶務係長： 上段の2つの指標は、基本構想・基本計画の中で目指すべき目標として掲げているものであり、それとの整合性や上位計画となる基本構想・基本計画に沿った形の指標としている。改めて別の指標を提示するのではなく、その指標をここで管理できたら良いと思い、設定している。

今城会長： 自己肯定感、自己有用感の考え方を示したものであると思う。これは国が毎年調査しており、その数値は、子供たちが自分のことが好きであるとか、自分には良いところがあるといった自己肯定感、自己有用感を高めていくための教育施策につながる。基本方針1の人権尊重の精神や社会貢献の精神などを高めて行けば、子供たちは、自己肯定感や自己有用感が高まるだろうという考えの下、そうした指針としてその指標を設定したのだと思う。指標を図るために調査を行えば、さらに細かい指標を基に評価することもできると思う。しかし、そのためにプランがあるわけではないので、本当に子供たちの人権意識が高まっているのか、思いやりが高まっているのか、社会貢献の心が高まっているのかという指標を見るにあたっては、自己肯定感が高まることが、人権意識や思いやりの心、社会貢献の心の高まりとつながるだろうという考えであると思う。例えば、社会貢献の点で言うと、子供たちがいかに社会貢献しているかを図るためには、子供たちのボランティア活動や地域社会活動への参加状況を調べれば良いが、実際には学校が数値を持っていない。数値を把握するために新たに調査をするとすると、大変な仕事が増えて、学校が疲弊する結果となる。現状で把握できる数値を基に指標を立てていくことが必要であると思う。学校や子供たちが自己評価をしている場合もあり、それを活用していくことも大切と思う。他に何かあるか。

本日は、基本方針1について皆様から意見をいただいた。基本方針1までで本日の協議は終了したい。後から基本方針1に対して意見が出た場合は、メールをいただき、次回に協議できればと思う。他に意見があれば、ご連絡をいただければと思う。例えば、文字ばかりでなく、絵や写真、図表を入れて、視覚的に少しでも理解しやすいようなものとした方が良いといったことも含めて見ていただきたい。これは基本方針2、基本方針3についても同様である。先ほど、意見をいただいた文体の統一についても、敬体で柔らかさを出すなどしていければと思う。今回は基本方針1までで協議を終了したいと思う。次回また、検討結果の報告と反映を事務局にお願いしたいと思う。

5 その他

今城会長： 項番5「その他」については、特にないので次に進みたいと思う。

6 今後の日程について

今 城 会 長： 項番6「今後の日程について」である。今後の日程について、第1回検討会議では、第2回から第4回までの検討会議の日程を決定した。本日配布した資料3に新しい日程が掲載されている。前回の検討会議では、第3回検討会議を9月15日に西庁舎の第5会議室で開催することとしていた。ただし、西庁舎の第5会議室が狭いため、第2庁舎の会議室など広い会場を使用できる日を、事務局に提案していただいた。案として、9月29日の18時または18時30分からであれば、第2庁舎801会議室を使用できるため、皆様の都合が合えば、9月29日火曜日18時からに変更いただけると良いと思うが、どうか。

(一同異議なし)

今 城 会 長： それでは、第3回検討会議は9月29日火曜日の18時から第二庁舎8階801会議室で開催する。それに伴い第4回検討会議の日程についても改めて検討したい。前回の検討会議で決定した日程によると第4回検討会議は10月16日に開催予定であった。その場合、第3回検討会議から第4回検討会議までが2週間程度となる。第3回検討会議で出た意見を整理し、まとめるとなると、間隔が詰まりすぎているように感じる。そこで第2案として、約1ヶ月の間隔を空けて、10月30日金曜日に開催するのはどうか。

(一同異議なし)

今 城 会 長： それでは、第4回検討会議は10月30日金曜日、18時30分から第二庁舎8階801会議室で開催ということで確認させていただきたいと思う。

以上で、第2回小金井市教育プラン検討会議を閉会する。

閉会 午後7時32分